# 介護保険住宅改修(償還払い)の流れ

申請から支給までの流れは、次のようになります。

#### 事前の申請手続き

≪申請時に必要な書類≫

- ① 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(申請者欄は被保険者の情報)
- ② 住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャー、地域包括支援センター職員、福祉住環境コーディネーター2級以上の有資格者、いずれかの者が記入)
- ③ 施工費用の見積書(宛名は被保険者)…工事箇所や内容ごとに材料費や取付費等を区分してあるもの。住宅改修費の対象外費用が含まれる場合、対象費用と対象外費用を分けて記載してあるもの。
- ④ 平面図(被保険者本人の動線が分かり、改修の位置や内容が確認できるもの)
- ⑤ 着工前の写真(改修箇所及び、撮影日が確認できるもの。日付機能がなければ黒板等に日付を記載し撮影したもの。段差解消の場合スケール付の写真が必要。)
- ⑥ 住宅改修の承諾書(改修を行う住宅の所有者が本人の場合、不要)



事前申請確認結果通知書



着エ



完 了

申請の手続き後、およそ 1 週間 で被保険者様に郵送します。 ※事前申請確認結果通知書が届 く前に行った改修は、住宅改修 の支給対象となりません。

#### 事後の申請手続き

≪申請時に必要な書類≫

- ① 領収証(宛名は被保険者、原本が必要)
- ② 完成後の写真(着工前に撮影したものとできるだけ同じアングルで撮影し、撮影日が確認できるもの。日付機能がなければ黒板等に日付を記載し撮影したもの。)
- ③ 請求書(工事費内訳書)…改修内容・金額に変更がなければ提出不要



支 給 決 定



住宅改修費支給

事後申請の手続き月の2ヶ月後の 月末の振込を予定しています。

例:8月手続き→10月末支給

### 介護保険の対象となる工事

①手すりの取り付け(玄関、廊下、浴室等)

②段差や傾斜の解消(敷居を撤去する。スロープや踏み台を設置する。床、廊下、便所等の段差の解消等)

- ③床材の変更(滑りの防止や移動の円滑のために、畳敷から板製やビニル系の床材に変更する等)
- ④扉の取り替え、扉の撤去(開き戸を、引き戸・折り戸・アコーディオンカーテン等に取り替える。扉を 撤去する。ドアノブを取り替える等)
- ⑤和式から洋式への便器の取り替え
- ⑥これらに付帯して必要となる住宅改修

## 支給限度基準額…20万円

【内訳:支給上限額(9割分)…18万円 被保険者負担額(1割分)…2万円】